

議案第 19 号	三田市危機管理基本条例の一部を改正する条例の制定について
防災安全課	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 1 項</p> <div data-bbox="491 595 1455 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(緊急対処事態対処方針) 第 22 条 政府は、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。))で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。)に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。)を定めるものとする。</p> </div> <p>【改正趣旨】 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 30 日法律第 76 号)により武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律が改正され、当該条例における引用法律の名称及び条項の「条ずれ」が生じたため。</p> <p>【改正内容】 「テロ等」の定義のうちの「緊急対処事態」</p> <p>《現 行》 テロ等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(中略)並びに同法第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態をいう。</p> <p>《改正案》 テロ等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(中略)並びに同法第 22 条第 1 項に規定する緊急対処事態をいう。</p> <p>【施行期日】 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日※(当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日) ※公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日</p>